**福山市肥料の販売に関する届出方法マニュアル**

☆次のような場合に届出が必要です。

・肥料の販売を開始するとき

・肥料の販売場所を増設したとき

・肥料販売届をしているが、その届出の記載事項に変更があったとき

・肥料の販売を廃止したとき

・肥料の販売場所を廃止したとき　　　など

注意

**・インターネット**を利用して肥料を販売する場合（**ショッピングサイトやフリーマーケットサイト、オークションサイトな**ど）や農産物直売所で販売する場合も**届出が必要**です。

・購入した肥料を**転売する**場合や小分けして販売する場合、**授与する**場合も販売者の届出が必要になります。

☆提出書類

　　届出に必要な書類は次のとおりです。

販売場所が市内に複数ある場合は、販売場所ごとに届出を行ってください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ・市内において新たに販売を開始する | ・既に届出を提出しているが、届出者が変更になった | ・既に届出を提出しているが、販売所が変更になった | ・販売場所を廃止する場合 |
| 届出の時期 | 販売開始した日から２週間以内 | 変更事由発生後２週間以内 | | 廃止の日から２週間以内 |
| 様式第1号  （　）は部数 | ○（２部） |  |  |  |
| 様式第2号  （　）は部数 |  | ○（２部） | ○（２部） |  |
| 様式第3号  （　）は部数 |  |  |  | ○（２部） |
| 添付資料 | ○（販売所ごと） |  | ○（販売所ごと） |  |
| 返信用封筒・切手 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 届出者の住所・名前を証する書類 | ○（１通） | ○（１通） |  |  |

〔添付資料について〕

　下記2点を添付してください。

　・「販売する事業場の位置図」

販売業務を行なう事業所の位置図

　・「保管する施設の位置図」

販売業務を行なう事業所が保管する施設の位置図

〔郵便切手について〕

　届出を受理した場合は、当該届出書の副本を添付して送付します。また、記載事項に不備がある場合は受理せず、届出書類を返送します。送付先を記載した封筒に切手を貼付したものを届出書類に同封してください。

　なお、返信する書類は1販売所につきＡ４用紙１枚です。

　貼付する切手の金額の目安は次のとおりです。（定形封筒の場合）

・届出が　４販売所以下…８４円

・　〃　　５販売所以上…９４円

〔届出者の名前、住所を証する書類の例〕

・個人の方…住民票や免許証の写し

・法人の方…法人登記簿や定款　　　　　など

☆届出の記入要領

〔様式第1号～第３号共通〕

　①　届出を行った年月日を記入。郵送で届出の場合は投函する年月日。

　②　郵便番号、住所、名前、電話番号　※押印不要です。

　③　販売業務を行う営業所の所在地及び名称

届出者（本社）と同じ場合も記入してください。

〔様式第２号〕

　副本の届出書を紛失した場合は「３　その他」にその旨を記載の上、当変更に係る変更前の事項を記載してください。

〔様式第３号〕

　副本の届出書を紛失した場合は「３　その他」にその旨を記載してください。

〔遅延理由書の提出〕

　届出書類の提出については、販売開始にあっては販売開始した日から2週間以内に、届出内容に変更を生じた場合は変更の生じた日から２週間以内に、廃止した場合は廃止の日から２週間以内に届け出ることとなっております。書類提出が期限内に提出されない場合は、遅延理由書を他の届出書類と合わせて提出してください。

☆その他

　①　様式第１号～様式第３号、添付資料はＡ４版で印刷してください。

　②　届出書類を事前にメール・ＦＡＸしていただければ、内容を確認してお答えします。

　　★届出書類提出先・届出に関するお問合せ先は次のとおりです。

〒７２０－８５０１　福山市東桜町３番５号

福山市経済環境局経済部農業振興課

電話：(０８４)９２８－１０３１

ＦＡＸ：(０８４)９２７－７０２１

Eメール：nougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp